



諮問第 140 号

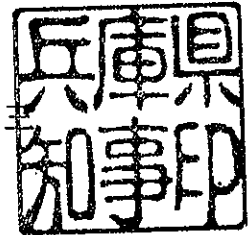
兵庫県環境審議会

特定物質排出抑制計画・措置結果報告制度について（諮問）

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条及び環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号。以下「条例」という。）第 142 条の規定に基づく「兵庫県地球温暖化対策推進計画」で掲げる温室効果ガス削減目標の達成に向け、条例第 142 条の 2 及び第 142 条の 3 の規定に基づく特定物質排出抑制計画・措置結果報告制度の見直しについて諮問します。

令和 3 年 3 月 12 日

兵庫県知事 井戸 敏



〔諮問理由〕

「兵庫県地球温暖化対策推進計画」では、「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ」社会を目指し取り組むべき施策の方向性を示すとともに、2030 年度温室効果ガス排出量の削減目標を 2013 年度比 35% から最大 38% 削減に強化している。

目標達成には、産業・業務部門においてさらなる対策が必要であることから、特定物質排出抑制計画・措置結果報告制度の見直しについて意見を求めるものである。